各障害者(児)入所施設の開設者 殿

青森県健康福祉部障害福祉課長 (公 印 省 略)

障害者(児)入所施設における虐待の防止について

障害者(児)入所施設における虐待の防止については、機会あるごとに注意を喚起しているところですが、今般、県内の障害者支援施設において、職員が利用者へ身体的虐待を行っていたという事案(必要な手続きをせずに身体拘束を行っていたという事案)が判明したところです。

障害者の人権が擁護され、適切な支援がなされるべき施設で、このような事案が発生したことは極めて遺憾です。

ついては、貴法人において運営する障害者(児)入所施設におきましても、本事案 を契機にあらためて利用者への虐待防止に万全を期すとともに、管理者及び職員に対 し虐待の未然防止に関する研修会を実施していただく等、障害者(児)に対する人権 擁護の確立に取り組んでいただくようお願いいたします。

担 当:障害者支援グループ

T E L : 0 1 7 - 7 3 4 - 9 3 0 8F A X : 0 1 7 - 7 3 4 - 8 0 9 2